

問Ⅱ－１－③（監事の選任）

一般社団法人又は一般財団法人の監事はどのような人がふさわしいですか。
監事として選任する人は誰でもいいのですか。

答

1 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができるなどの広範な権限を与えられており（一般社団法人・財団法人法（以下「法」という。）第99条、第124条第1項（第197条及び第199条において準用する場合を含む。以下同じ。）、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っています。

また、このような重要な役割を担う監事が、その権限を有効かつ適切に行使して職務を遂行するため、重要な業務執行の決定が行われ、代表理事や業務執行理事から法人の業務執行の状況が報告される理事会にも監事が出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならないこととされています（法第101条第1項）。

このようにして、監事は、理事会への出席義務を果たして法人の業務運営状況を把握し、法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを監視するとともに、理事や使用人に事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる権限（法第99条第2項）を行使して、年間を通して理事の職務の執行を監査する職責を負い（同条第1項）、計算書類等の会計監査のみならず事業報告も含む業務監査も行って監査報告を作成しなければいけません（法第99条第1項、第124条第1項・第2項第2号）。

また、監事は、理事が不正の行為をするおそれや、法令・定款違反の事実、著しく不当な事実があれば遅滞なくその旨を理事会に報告する義務を負い（法第102条）、法人に著しい損害が生ずるおそれがある場合には差し止め請求をし（法第103条）、社員総会ではその議案等を調査し、法令・定款に違反したり著しく不当な事項があるときは社員総会（評議員会）に報告する義務を負う（法第102条）とともに社員（評議員）に対して説明義務を負い（法第53条、法第190条）、理事と法人との間の訴訟や理事に対する責任追及の訴え（代表訴訟）では法人を代表することとなります（法第104条）。監事がこれらの職務を怠れば、善管注意義務違反（法第64条、法第172条、民法第644条）となり、任務懈怠により法人（法第111条）又は第三者（法第117条）に損害が発生すれば、理事らと共に連帯して損害を賠償する義務を負います（法第118条）。

2 このように、監事は法人の役員として、法人の運営が適正に行われるための重要な職責を担うため、監事として選任する者としては、以下の条件のいずれかを満たす者が望ましいといえます(補足)。

- i 法人の業務運営に一定の知見を有し、業務監査能力を備えている。
- ii 会計制度に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている。
- iii 関係法令に一定の知見を有し、理事(会)の職務の執行(決定)等が法令に違反しないよう監視できる能力を備えている。

上記の各分野について一定の知見を有する監事が1名で足りない場合には、複数名の監事を選任することにより、各分野ごとに一定の知見を有した者が監事の中に少なくとも1名はいるという状態がもっとも望ましい状態といえます(注)。

(補足1) 一般社団・財団法人法における監事の欠格事由としては、①法人、②一般社団・財団法人法、会社法、倒産法(民事再生法、会社更生法、破産法等)に違反する所定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者、③②以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)が規定されているため(一般社団・財団法人法第65条第1項)、これに該当するものは監事になることができません。

また、監事は、自らが監事を務める法人または子法人の理事又は使用人を兼ねることができないこととされています(同条第2項)ので、当該法人の理事や従業員が監事を兼ねることはできません。

さらに、公益法人の監事については、①公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの、②公益法人認定法、一般社団・財団法人法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の所定の罪に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、③禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者、④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者のいずれかに該当する場合には、当該法人が公益認定を受けることができないこととされています(公益法人認定法第6条第1号)。

(補足2) 監事にとどまらず、一般社団・財団法人法における役員の資格について、従前

は、役員となることができない者として「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」が規定されていましたが（一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項第 2 号）、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）による改正により、一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項第 2 号が削除されました。

なお、定款に、役員の資格として、改正前の一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項を書き下している場合には、改定することを御検討いただく必要があります。

(注) 公益法人にあつては、公益認定の基準の 1 つとして、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することが挙げられており（公益法人認定法第 5 条第 2 号）、これは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性により判断することとされています。このうち、情報開示の適正性については、外部監査をうけていない法人であつて、費用及び損失の額又は収益の額が 1 億円以上の法人については監事（2 人以上の場合は少なくとも 1 名）を公認会計士又は税理士が務めるもの、当該額が 1 億円未満の法人については営利又は非営利法人の経理事務を例えば 5 年以上従事した者等が監事を務めることが確認された場合は、適切に情報開示が行われるものとして取り扱うこととされています（公益認定等に関する運用について（公益認定ガイドライン）I-2.）。このルールは法人に義務づけたものではありませんが、各法人にあつてはこの趣旨を踏まえ、経理事務に精通した者を監事とすることが望ましいと考えます（問 V-1-①（経理的基礎・技術的能力）及び問 V-1-②（経理的基礎・技術的能力）参照）。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 53 条 理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

一般社団・財団法人法第 64 条 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

一般社団・財団法人法第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 削除

三 この法律若しくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 （略）

一般社団・財団法人法第 94 条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

一般社団・財団法人法第 99 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

一般社団・財団法人法第 100 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。

一般社団・財団法人法第 101 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

一般社団・財団法人法第 102 条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

一般社団・財団法人法第 103 条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 (略)

一般社団・財団法人法第 104 条 第 77 条第 4 項及び第 81 条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

2 第 77 条第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

一 監事設置一般社団法人が第 278 条第 1 項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受けする場合

二 監事設置一般社団法人が第 280 条第 3 項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第 281 条第 2 項の規定による通知及び催告（理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受けする場合

一般社団・財団法人法第 111 条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第 301 条第 2 項第 11 号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 (略)

一般社団・財団法人法第 117 条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 (略)

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 (略)

一般社団・財団法人法第 124 条 監事設置一般社団法人においては、前条第 2 項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

- 一 前条第2項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
- 二 前条第2項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 理事会設置一般社団法人においては、第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

一般社団・財団法人法第172条 一般財団法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

一般社団・財団法人法第190条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

公益法人認定法第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 （略）
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三～十八 （略）

公益法人認定法第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの
 - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為によ

り国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第6号において「暴力団員等」という。）（理事等の説明義務）

二～六 （略）

民法第 644 条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。